

令和 2 年 3 月

盛岡市議会定例会議案

議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 1 号	令和 2 年度盛岡市一般会計予算	1
議案第 2 号	令和 2 年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計予算	12
議案第 3 号	令和 2 年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計予算	15
議案第 4 号	令和 2 年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算	19
議案第 5 号	令和 2 年度盛岡市国民健康保険費特別会計予算	23
議案第 6 号	令和 2 年度盛岡市介護保険費特別会計予算	26
議案第 7 号	令和 2 年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計予算	29
議案第 8 号	令和 2 年度盛岡市中央卸売市場費特別会計予算	32
議案第 9 号	令和 2 年度盛岡市新産業等用地整備事業費特別会計予算	35
議案第 10 号	令和 2 年度盛岡市土地取得事業費特別会計予算	39
議案第 11 号	令和 2 年度盛岡市東中野財産区特別会計予算	42
議案第 12 号	令和 2 年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計予算	45
議案第 13 号	令和 2 年度盛岡市水道事業会計予算	別冊
議案第 14 号	令和 2 年度盛岡市下水道事業会計予算	別冊
議案第 15 号	令和 2 年度盛岡市病院事業会計予算	別冊
議案第 16 号	盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について	48
議案第 17 号	盛岡市職員の配偶者同行休業に関する条例について	49
議案第 18 号	盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	53
議案第 19 号	盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を改正する条例について	54
議案第 20 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について	55
議案第 21 号	盛岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例について	58
議案第 22 号	盛岡広域都市計画事業都南中央第一地区土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について	59
議案第 23 号	盛岡広域都市計画事業太田地区土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例について	60
議案第 24 号	盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例について	61
議案第 25 号	盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例について	62
議案第 26 号	盛岡市生活改善センター条例の一部を改正する条例について	63
議案第 27 号	盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例について	65
議案第 28 号	盛岡市新事業創出支援センター条例の一部を改正する条例について	79
議案第 29 号	盛岡市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定める条例について	80

議案第 30 号	盛岡市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例について……………	91
議案第 31 号	盛岡市改良住宅条例及び盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について……………	129
議案第 32 号	盛岡市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例について……………	131
議案第 33 号	盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	132
議案第 34 号	盛岡市旅館業法施行条例及び盛岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例について……………	133
議案第 35 号	盛岡市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について……………	134
議案第 36 号	盛岡市動物愛護管理担当職員設置条例について……………	135
議案第 37 号	盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例について……………	136
議案第 38 号	盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例について……………	137
議案第 39 号	盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について……………	138
議案第 40 号	砂子沢・根田茂辺地総合整備計画の変更について……………	139
議案第 41 号	盛岡市動物公園の管理を行う指定管理者の指定について……………	140
議案第 42 号	損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて……………	141
議案第 43 号	包括外部監査契約の締結について……………	142
議案第 44 号	盛岡南公園野球場（仮称）整備事業に係る事業契約の締結について……………	143

議案第 1 号

令和2年度盛岡市一般会計予算

令和2年度盛岡市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 114,890,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 市税		42,854,245
	1 市民税	20,829,338
	2 固定資産税	17,186,193
	3 軽自動車税	712,414
	4 市たばこ税	1,923,650
	5 入湯税	55,887
	6 都市計画税	2,146,763
2 地方譲与税		991,137
	1 地方揮発油譲与税	227,905
	2 自動車重量譲与税	684,697
	3 森林環境譲与税	78,535
3 利子割交付金		27,676
	1 利子割交付金	27,676
4 配当割交付金		95,850
	1 配当割交付金	95,850
5 株式等譲渡所得割交付金		63,038
	1 株式等譲渡所得割交付金	63,038
6 法人事業税交付金		360,727
	1 法人事業税交付金	360,727
7 地方消費税交付金		7,388,953
	1 地方消費税交付金	7,388,953
8 ゴルフ場利用税交付金		23,946
	1 ゴルフ場利用税交付金	23,946
9 特別地方消費税交付金		1
	1 特別地方消費税交付金	1
10 環境性能割交付金		66,433

款	項	金 額
		千円
	1 環境性能割交付金	66,433
11 地方特例交付金		215,771
	1 地方特例交付金	215,771
12 地方交付税		13,678,119
	1 地方交付税	13,678,119
13 交通安全対策特別交付金		49,419
	1 交通安全対策特別交付金	49,419
14 分担金及び負担金		622,756
	1 負担金	622,756
15 使用料及び手数料		1,788,845
	1 使用料	1,279,408
	2 手数料	455,999
	3 証紙収入	53,438
16 国庫支出金		21,779,894
	1 国庫負担金	16,959,479
	2 国庫補助金	4,752,960
	3 委託金	67,455
17 県支出金		8,075,618
	1 県負担金	5,716,898
	2 県補助金	1,709,146
	3 委託金	649,574
18 財産収入		414,272
	1 財産運用収入	161,186
	2 財産売払収入	253,086
19 寄附金		121,763
	1 寄附金	121,763

款	項	金 額
		千円
20 繰入金		2,912,679
	1 特別会計繰入金	584,191
	2 基金繰入金	2,328,488
21 繰越金		1
	1 繰越金	1
22 諸収入		1,620,081
	1 延滞金, 加算金及び過料	133,991
	2 市預金利子	3,939
	3 貸付金元利収入	352,176
	4 受託事業収入	3,415
	5 公営企業貸付金元利収入	280
	6 雑入	1,126,280
23 市債		11,738,776
	1 市債	11,738,776
歳 入 合 計		114,890,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 658,521
	1 議会費	658,521
2 総務費		11,340,255
	1 総務管理費	9,136,518
	2 徴税費	1,075,267
	3 戸籍住民基本台帳費	808,509
	4 選挙費	44,469
	5 統計調査費	199,531
	6 監査委員費	75,961
3 民生費		47,330,450
	1 社会福祉費	18,227,923
	2 児童福祉費	21,307,442
	3 生活保護費	7,795,085
4 衛生費		8,637,554
	1 保健衛生費	2,221,406
	2 清掃費	4,083,920
	3 保健所費	2,332,228
5 労働費		211,104
	1 労働諸費	211,104
6 農林費		2,635,999
	1 農業費	2,226,993
	2 林業費	409,006
7 商工費		1,113,032
	1 商工費	1,113,032
8 土木費		16,787,433
	1 土木管理費	226,633

款	項	金 額
		千円
	2 道路橋りよう費	4,986,222
	3 河川費	732,254
	4 都市計画費	9,315,513
	5 住宅費	1,526,811
9 消防費		4,618,656
	1 消防費	4,618,656
10 教育費		9,064,164
	1 教育総務費	945,429
	2 小学校費	3,550,874
	3 中学校費	1,573,177
	4 高等学校費	707,998
	5 幼稚園費	109,372
	6 社会教育費	1,769,932
	7 保健体育費	407,382
11 災害復旧費		1
	1 公共土木施設災害復旧費	1
12 公債費		12,442,831
	1 公債費	12,442,831
13 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		114,890,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
永井地域交流活性化センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和4年度	千円 3,146万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市都南体育館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和6年度	6,370万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立愛宕山老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和6年度	4,315万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立築川老人福祉センター及び盛岡市立川目児童センター築川分室の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和6年度	6,898万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立みたけ老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和6年度	7,623万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立飯岡児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和6年度	7,823万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市産学官連携研究センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和6年度	6,899万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市岩手公園の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和6年度	1億830万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡ふれあい覆馬場プラザの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和6年度	5,465万円に物価変動等による増減額を加算した額
大台地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和6年度	122万円に物価変動等による増減額を加算した額
小袋地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和6年度	127万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市サクラパーク姫神の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和6年度	1,414万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市見前南地区公民館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和6年度	9,115万円に物価変動等による増減額を加算した額

事 項	期 間	限 度 額
盛岡市動物公園の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和3年度	千円 4億2,694万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市旧三ツ割清掃工場解体工事発注者支援業務委託に必要とする経費についての債務負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和3年度	1,064万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市旧三ツ割清掃工場解体工事に必要とする経費についての債務負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和3年度	6億1,834万円に物価変動等による増減額を加算した額
防災行政無線(同報系)整備事業に必要とする経費についての債務負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和3年度	2億9,116万円に物価変動等による増減額を加算した額
城西中学校校舎長寿命化改修事業に必要とする経費についての債務負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和3年度	9億36万円に物価変動等による増減額を加算した額
仁王小学校校舎長寿命化改修事業に必要とする経費についての債務負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和4年度	14億8,958万円に物価変動等による増減額を加算した額
高松保育園増改築工事補助事業に必要とする経費についての債務負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和3年度	1億6,999万円に物価変動等による増減額を加算した額
仁王小学校大規模改修に伴う仁王学童育成クラブ改築に必要とする経費についての債務負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和4年度	6,062万円に物価変動等による増減額を加算した額
砂子沢生活改善センター移転整備事業に必要とする経費についての債務負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和3年度	5,100万円に物価変動等による増減額を加算した額
農業近代化資金の融資に伴う利子補給についての債務負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和21年度	年0.5%
商工振興資金の融資に伴う保証料補給についての債務負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和11年度	岩手県信用保証協会の定める保証料の
盛岡市民文化ホールの舞台音響設備の更新に必要とする経費についての債務負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和17年度	1億224万円に物価変動等による増減額を加算した額

第 3 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
臨 時 財 政 対 策 債	4,128,776	借入先 財務省, 銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 令和2年度 ただし, 財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。	年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て, 利率の見 直しを行った 後においては, 当該見直し後 の利率)	政府資金その他借入 先の融資条件による。 ただし, 財政又は借 入先の都合並びに金融 の状態により繰り上げ 償還し, 又は償還年限 を短縮し若しくは低利 に借換えすることがで きる。
好摩地区コミュニティセ ンター大規模改修事業債	73,900			
総合プール改修事業債	480,400			
盛岡南公園野球場 整備事業債	62,500			
道の駅整備事業債	20,600			
浜民文化会館長寿命化 改修事業債	47,700			
上田老人福祉センター 大規模改修事業債	48,000			
上田児童センター 大規模改修事業債	87,400			
(仮称)見前第二児童セン ター建設事業債	12,800			
愛宕山老人福祉センター 解体事業債	6,600			
上飯岡児童センター 解体事業債	18,200			
上水道安全対策 事業出資債	98,000			
旧清掃工場施設 解体事業債	228,600			
農村整備事業債	60,600			
庄ヶ畑地区振興センター 大規模改修事業債	29,400			
砂子沢生活改善センター 移転新築事業債	9,200			
中津川地区振興センター 解体事業債	8,700			
玉山生活改善センター 解体事業債	30,500			
公有林整備事業債	26,700			
地方道路等整備事業債	2,512,700			
道路整備事業債	130,600			

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
道路長寿命化改修事業債	183,800			
高齢者・障がい者にやさしいみちづくり事業債	3,300			
急傾斜地崩壊対策事業債	39,900			
河 川 整 備 事 業 債	227,000			
公 園 整 備 事 業 債	274,300			
公営住宅建設事業債	523,800			
自転車関連整備事業債	5,800			
前潟新駅整備事業債	116,800			
紺屋町番屋改修事業債	24,000			
消防施設整備事業債	113,200			
防災行政無線（同報系） 整 備 事 業 債	43,100			
水防倉庫解体事業債	29,200			
大新小学校校舎長寿命化 改 修 事 業 債	574,400			
仁王小学校校舎長寿命化 改 修 事 業 債	334,600			
城南小学校屋内運動場 長 寿 命 化 改 修 事 業 債	7,600			
飯 岡 小 学 校 施 設 整 備 事 業 債	244,200			
向 中 野 小 学 校 施 設 整 備 事 業 債	23,300			
城西中学校校舎長寿命化 改 修 事 業 債	373,500			
仙北中学校第二屋内運動 場 等 整 備 事 業 債	208,600			
中央公民館複合化・ 大 規 模 改 修 事 業 債	15,500			
渋民公民館長寿命化 改 修 事 業 債	34,000			
渋民図書館長寿命化 改 修 事 業 債	8,700			

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
(仮称)盛岡学校給食 センター建設事業債	156,700			
乙部・大ヶ生辺地通学施 設(スクールバス車両) 更 新 事 業 債	8,300			
図書館大規模改修事業債	43,300			
計	11,738,776			

議案第 2 号

令和 2 年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計予算

令和 2 年度盛岡市の公設浄化槽事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,962 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		6,607
	1 使用料	6,606
	2 手数料	1
2 繰入金		3,353
	1 一般会計繰入金	3,353
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 延滞金	1
歳 入 合 計		9,962

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	公設浄化槽管理費	6,609
	1 公設浄化槽管理費	6,609
2	公債費	3,353
	1 公債費	3,353
	歳 出 合 計	9,962

議案第 3 号

令和 2 年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計予算

令和 2 年度盛岡市の農業集落排水事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 489,157 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 2 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		75,502
	1 使用料	75,341
	2 手数料	161
2 繰入金		413,653
	1 一般会計繰入金	413,653
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 延滞金	1
歳 入 合 計		489,157

歳 出

款	項	金 額
1 農業集落排水事業費		千円 8
	1 農業集落排水整備費	8
2 農業集落排水施設管理費		108,846
	1 農業集落排水施設管理費	108,846
3 公債費		380,303
	1 公債費	380,303
歳 出 合 計		489,157

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
排水設備普及資金融資借受者に対する利子補給についての 債務負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和7年度	千円 排水設備普及資金融資額に対する年利 10%以内の利子補給

議案第 4 号

令和2年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

令和2年度盛岡市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81,677千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和2年2月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰入金		18,158
	1 一般会計繰入金	18,158
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		48,598
	1 貸付金元利収入	46,663
	2 雑入	1,935
4 市債		14,920
	1 市債	14,920
歳 入 合 計		81,677

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		千円 81,677
	1 貸付費	68,882
	2 貸付事務費	12,795
歳 出 合 計		81,677

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	14,920	借入先 厚生労働省 借入方法 普通貸借 借入時期 令和2年度	無利子	母子及び父子並びに 寡婦福祉法 (昭和39年法律第129 号)第37条第2項,第 4項及び第6項に定め るところにより償還す る。
計	14,920			

議案第 5 号

令和2年度盛岡市国民健康保険費特別会計予算

令和2年度盛岡市の国民健康保険費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,250,040千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 国民健康保険税		5,006,166
	1 国民健康保険税	5,006,166
2 使用料及び手数料		4,402
	1 手数料	4,400
	2 証紙収入	2
3 国庫支出金		396
	1 国庫補助金	396
4 県支出金		18,068,524
	1 県負担金	17,609,139
	2 県補助金	459,384
	3 財政安定化基金交付金	1
5 財産収入		110
	1 財産運用収入	110
6 繰入金		2,029,310
	1 一般会計繰入金	1,725,016
	2 基金繰入金	304,294
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		141,131
	1 延滞金、加算金及び過料	128,396
	2 雑入	12,735
歳 入 合 計		25,250,040

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		456,375
	1 総務管理費	233,307
	2 徴税費	222,444
	3 運営協議会費	624
2 保険給付費		17,779,122
	1 療養諸費	15,538,278
	2 高額療養費	2,167,423
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	60,509
	5 葬祭諸費	10,410
	6 医療費助成費	2,500
3 国民健康保険事業費納付金		6,723,623
	1 医療給付費納付金	4,725,933
	2 後期高齢者支援金等納付金	1,505,075
	3 介護納付金	492,615
4 共同事業拠出金		10
	1 共同事業拠出金	10
5 保健事業費		256,355
	1 保健事業費	256,355
6 基金積立金		108
	1 基金積立金	108
7 諸支出金		34,447
	1 償還金及び還付加算金	34,447
歳 出 合 計		25,250,040

議案第 6 号

令和 2 年度盛岡市介護保険費特別会計予算

令和 2 年度盛岡市の介護保険費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,856,710千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 2 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 保険料		5,639,056
	1 介護保険料	5,639,056
2 使用料及び手数料		519
	1 手数料	519
3 国庫支出金		6,056,270
	1 国庫負担金	4,483,995
	2 国庫補助金	1,572,275
4 支払基金交付金		6,730,264
	1 支払基金交付金	6,730,264
5 県支出金		3,600,712
	1 県負担金	3,450,873
	2 県補助金	149,839
6 財産収入		154
	1 財産運用収入	154
7 繰入金		3,828,951
	1 一般会計繰入金	3,828,951
8 繰越金		5
	1 繰越金	5
9 諸収入		779
	1 延滞金、加算金及び過料	336
	2 雑入	443
歳 入 合 計		25,856,710

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		439,609
	1 総務管理費	234,739
	2 徴収費	44,738
	3 介護認定審査会費	157,779
	4 趣旨普及費	2,353
2 保険給付費		24,414,974
	1 介護サービス等諸費	22,344,697
	2 介護予防サービス等諸費	581,905
	3 その他諸費	28,086
	4 高額介護サービス等費	637,619
	5 高額医療合算介護サービス等費	80,867
	6 特定入所者介護サービス等費	741,800
3 地域支援事業費		933,687
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	492,513
	2 一般介護予防事業費	15,732
	3 包括的支援事業・任意事業費	421,761
	4 その他諸費	2,621
	5 高額介護予防サービス費	780
	6 高額医療合算介護予防サービス費	280
4 基金積立金		62,766
	1 基金積立金	62,766
5 諸支出金		4,674
	1 償還金及び還付加算金	4,674
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		25,856,710

議案第 7 号

令和2年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計予算

令和2年度盛岡市の後期高齢者医療費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,249,626千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	後期高齢者医療保険料	2,681,220
	1 後期高齢者医療保険料	2,681,220
2	使用料及び手数料	539
	1 手数料	539
3	繰入金	560,437
	1 一般会計繰入金	560,437
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	7,429
	1 延滞金, 加算金及び過料	1,227
	2 償還金及び還付加算金	6,200
	3 雑入	2
歳 入 合 計		3,249,626

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		41,784
	1 総務管理費	3,173
	2 徴収費	38,611
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,200,642
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,200,642
3 諸支出金		6,200
	1 償還金及び還付加算金	6,200
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		3,249,626

議案第 8 号

令和 2 年度盛岡市中央卸売市場費特別会計予算

令和 2 年度盛岡市の中央卸売市場費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,307,644 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

令和 2 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	使用料及び手数料	621,275
	1 使用料	621,274
	2 手数料	1
2	繰入金	473,003
	1 一般会計繰入金	473,003
3	繰越金	1
	1 繰越金	1
4	諸収入	213,365
	1 雑入	213,365
歳 入 合 計		1,307,644

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 市場総務費		571,227
	1 市場管理費	571,227
2 公債費		735,917
	1 公債費	735,917
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		1,307,644

議案第 9 号

令和 2 年度盛岡市新産業等用地整備事業費特別会計予算

令和 2 年度盛岡市の新産業等用地整備事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,521,567 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 2 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 847
	1 一般会計繰入金	847
2 市債		962, 200
	1 市債	962, 200
3 財産収入		558, 520
	1 財産売却収入	558, 520
歳 入 合 計		1, 521, 567

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	新産業等用地整備事業費	1,520,759
	1 新産業等用地整備費	1,520,759
2	新産業等用地管理費	442
	1 新産業等用地管理費	442
3	公債費	366
	1 公債費	366
歳 出 合 計		1,521,567

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
新 産 業 等 用 地 債 新 整 備 事 業 債	962,200	借入先 財務省, 銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 令和2年度 ただし, 財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。	年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て, 利率の見 直しを行った 後においては, 当該見直し後 の利率)	政府資金その他借入 先の融資条件による。 ただし, 財政又は借 入先の都合並びに金融 の状態により繰り上げ 償還し, 又は償還年限 を短縮し若しくは低利 に借換えすることがで きる。
計	962,200			

議案第 10 号

令和 2 年度盛岡市土地取得事業費特別会計予算

令和 2 年度盛岡市の土地取得事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,303千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 13,302
	1 財産運用収入	13,302
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		13,303

歳 出

款	項	金 額
1 管理事務費		千円 13,303
	1 管理事務費	13,303
歳 出 合 計		13,303

議案第 11 号

令和 2 年度盛岡市東中野財産区特別会計予算

令和 2 年度盛岡市の東中野財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,677 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 2,676
	1 財産運用収入	2,675
	2 財産売却収入	1
2 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		2,677

歳 出

款	項	金 額
1 財産費		千円 2,677
	1 財産管理費	2,677
歳 出 合 計		2,677

議案第 12 号

令和 2 年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計予算

令和 2 年度盛岡市の東中野，東安庭，門財産区特別会計予算は，次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 694 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 8
	1 財産運用収入	7
	2 財産売却収入	1
2 繰入金		685
	1 一般会計繰入金	685
3 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		694

歳 出

款	項	金 額
1 財産費		千円 694
	1 財産管理費	694
歳 出 合 計		694

議案第 16 号

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について

盛岡市職員定数条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年2月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例

盛岡市職員定数条例（昭和33年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「1,430人」を「1,436人」に、「126人」を「129人」に、「201人」を「202人」に、「232人」を「235人」に、「79人」を「82人」に、「231人」を「230人」に、「48人」を「52人」に、「13人」を「12人」に、「2,263人」を「2,278人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

組織機構及び事務事業の見直しに伴い、職員の定数を改めようとするものである。

議案第 17 号

盛岡市職員の配偶者同行休業に関する条例について

盛岡市職員の配偶者同行休業に関する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 2 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「法」という。）第26条の 6 第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）から第 3 項まで及び第 6 項から第 8 項までの規定並びに同条第11項において準用する法第26条の 5 第 6 項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第 2 条 任命権者は、職員が配偶者同行休業の承認の申請をした場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第 3 条 法第26条の 6 第 1 項の条例で定める期間は、3 年を超えない範囲内の期間とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第 4 条 法第26条の 6 第 1 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6 月以上の期間にわたり継続することが見込まれるものに限る。第 7 条第 1 号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前 2 号に該当するものを除く。）

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として任命権者が認めるもの

(配偶者同行休業の承認の申請)

第 5 条 第 2 条の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該申請をした職員の配偶者（法第26条の 6 第 1 項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 配偶者同行休業の期間の延長は、規則で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

(2) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事由に該当することとなったこと。

(届出)

第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 配偶者が死亡した場合

(2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合

(3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合

(4) 前条第1号に掲げる事由に該当することとなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事由に該当することとなった場合

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第9条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間（以下「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合には、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

4 任命権者は、前項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ同項の職員の同意を得な

なければならない。

5 第2項の規定は、第3項の規定により任期を更新する場合について準用する。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 任命権者は、配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第11条 盛岡市職員の退職手当に関する条例(昭和31年条例第15号。以下「退職手当条例」という。)第7条の5第1項及び第8条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、退職手当条例第7条の5第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての退職手当条例第8条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数(地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数)」とあるのは、「その月数」とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

2 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年条例第51号)の一部を次のように改正する。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第20条 地方公務員法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、同項に規定する配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(盛岡市職員定数条例の一部改正)

3 盛岡市職員定数条例(昭和33年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「又は自己啓発等休業」を「、自己啓発等休業又は配偶者同行休業」に改める。

(盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 4 盛岡市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第76号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「の規定」を「又は盛岡市職員の配偶者同行休業に関する条例（令和2年条例第 号）第9条第1項の規定」に改める。

第10条第1号中「の規定」を「又は盛岡市職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項の規定」に改め、同条第2号中「（昭和59年条例第27号）」を削る。

（盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 5 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第26条を第27条とし、第25条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第26条 地方公務員法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、同項に規定する配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

- 6 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条のうち盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第20条の改正規定中「第20条」を「第21条」に改める。

第11条のうち盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第26条の改正規定中「第26条」を「第27条」に改める。

提案理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めようとするものである。

議案第 18 号

盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

給料を支給される職員に係る補償基礎額を定めようとするものである。

議案第 19 号

盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を改正する条例について

盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を改正する条例

盛岡市立高等学校授業料等条例（昭和40年条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「又は平成28年台風第10号」を「，平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号」に改める。

附則第 5 項に次の 1 号を加える。

- (3) 令和元年台風第19号による災害により甚大な被害を受けたと認めた者が令和元年10月12日以後に納付した入学考査料及び入学料

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

令和元年台風第19号による災害により甚大な被害を受けたと認めた者について，入学考査料及び入学料を免除できることとしようとするものである。

議案第 20 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

盛岡市手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 21 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例

盛岡市手数料条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表53の項の次に次のように加える。

53の2 住民基本台帳法第15条 の4第1項、第3項若しくは 第4項の規定に基づく除票の 写し又は除票記載事項証明書 （同条第5項の規定により読 み替えて準用する同法第12条 の3第8項の規定に基づき同 法第15条の4第3項に規定す る除票の写し又は除票記載事 項証明書に代えて交付するこ とができるとされている同条 第5項の規定により読み替え て準用する同法第12条の3第 7項に規定する除票の写し又 は除票記載事項証明書を含 む。）の交付	除票の写し等交付手数料	1 通につき 300円
--	-------------	-------------

別表54の項の次に次のように加える。

54の2 住民基本台帳法第21条 の3第1項、第3項又は第4 項の規定に基づく戸籍の附票 の除票の写し（同条第5項の 規定により読み替えて準用す る同法第12条の3第8項の規 定に基づき同法第21条の3第	戸籍の附票の除票の写し 交付手数料	1 通につき 300円
--	----------------------	-------------

3項に規定する戸籍の附票の除票の写しに代えて交付することができる」とされている同条第5項の規定により読み替えて準用する同法第12条の3第7項に規定する戸籍の附票の除票の写しを含む。)の交付		
--	--	--

別表65の16の項の右欄第1号イ中「ア(7)」を「住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。65の22の項から65の24の項までにおいて同じ。）の設計一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、65の20の項、65の22の項及び65の24の項において「省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下この項、65の22の項及び65の24の項において同じ。）を省令第4条第3項第1号の数値とする場合にあってはア(7)」に、「及び65の17の項」を「、65の17の項、65の22の項及び65の24の項」に、「イ(7)」を「(7)」に改め、「加算した額」の次に「とし、設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とする場合にあってはア(7) から(イ) までに定める額」を加える。

別表65の18の項を次のように改める。

65の18 削除		
----------	--	--

別表65の19の項中「第17条第1項」を「（平成25年法律第27号）第17条第1項」に、「、省令」を「、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）」に、「及び省令」を「及び同令」に改め、同表65の20の項中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。65の22の項及び65の24の項において「省令」という。）」を「省令」に、「第3基準適合性」を「第4基準適合性」に、「第4基準適合性」を「第5基準適合性」に改め、同表65の22の項の右欄第1号中「次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める」を「建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した」に改め、同号ア中「（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。）」を削り、同号イ(7)中「床面積」の次に「（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とする場合にあっては、共用部分の床面積を除く。(イ) から(エ) までにおいて同じ。）」を加え、同表65の23の項の右欄第1号中「次に掲げる建築物等」を「建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等」に、「次に定める」を「次に定める額を合

算した」に改め、同表65の24の項の右欄第1号ア中「第2基準適合性」という。)の次に「又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準への適合性(以下この項において「第3基準適合性」という。)」を加え、同号イ中「第2基準適合性」の次に「又は第3基準適合性」を加え、同欄第2号中「の合計の」を「(住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とする場合にあっては、共用部分の床面積を除く。以下この号において同じ。)の合計の」に改め、同号中「第2基準適合性」の次に「又は第3基準適合性」を加え、同欄第3号ア中「第3基準適合性」を「第4基準適合性」に、「第4基準適合性」を「第5基準適合性」に改め、同号イ中「第3基準適合性」を「第4基準適合性」に、「第4基準適合性」を「第5基準適合性」に改め、同号ウ中「第3基準適合性」を「第4基準適合性」に、「第4基準適合性」を「第5基準適合性」に改め、同号エ中「第3基準適合性」を「第4基準適合性」に、「第4基準適合性」を「第5基準適合性」に改め、同号オ中「第3基準適合性」を「第4基準適合性」に、「第4基準適合性」を「第5基準適合性」に改め、同号カ中「第3基準適合性」を「第4基準適合性」に、「第4基準適合性」を「第5基準適合性」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表65の18の項及び65の19の項の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の改正に伴い、除票の写し等交付手数料等の額を定めるとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の改正に伴い、建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料等の額の区分を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 21 号

盛岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例について

盛岡市財政調整基金条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 21 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例

盛岡市財政調整基金条例（昭和40年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 中「盛岡市新庄字中津川 5 番の 2, 6 番及び 7 番」を「盛岡市新庄字中津川 5 番43」に,
「 42.89」を「3.00」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市行造林契約が終了したことに伴う規定の整理をしようとするものである。

議案第 22 号

盛岡広域都市計画事業都南中央第一地区土地区画整理事業施行規程を廃止する条例に
ついて

盛岡広域都市計画事業都南中央第一地区土地区画整理事業施行規程を廃止する条例を次のとおり
定めるものとする。

令和 2 年 2 月 21 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡広域都市計画事業都南中央第一地区土地区画整理事業施行規程を廃止する条例
盛岡広域都市計画事業都南中央第一地区土地区画整理事業施行規程（平成 4 年条例第 36 号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

都南中央第一地区土地区画整理事業の完了に伴い、条例を廃止しようとするものである。

議案第 23 号

盛岡広域都市計画事業太田地区土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例について

盛岡広域都市計画事業太田地区土地区画整理事業施行規程等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 21 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡広域都市計画事業太田地区土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「年 6 パーセント以内」を「法第 103 条第 4 項の規定による公告があった日の翌日における法定利率以内」に、「年 6 パーセントとし」を「当該法定利率とし」に改める。

- (1) 盛岡広域都市計画事業太田地区土地区画整理事業施行規程（平成 5 年条例第 21 号）第 21 条第 2 項
- (2) 盛岡広域都市計画事業都南中央第三地区土地区画整理事業施行規程（平成 11 年条例第 39 号）第 21 条第 2 項
- (3) 盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程（平成 14 年条例第 13 号）第 21 条第 2 項

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）の改正に伴い、清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における清算金に付すべき利子の利率を改めようとするものである。

議案第 24 号

盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例について

盛岡市都市公園条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例

盛岡市都市公園条例（昭和52年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項ただし書及び各号を削る。

別表第 1 の 2 岩山南公園の項中「。ただし、水曜日（その日が祝日法による休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は祝日法による休日でない日）は、休園日とする。」を「並びに12月 1 日から翌年の 3 月14日まで（12月29日から翌年の 1 月 3 日までを除く。）の日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）」に改める。

別表第 3 第 1 号の表を次のように改める。

区分	普通使用料（1 回 につき）	定期使用料（1 年 につき）	団体使用料（1 人 1 回につき）
一般及び高等学校生徒	1, 000 円	2, 000 円	800 円
中学校生徒及び小学校児童	500 円	1, 000 円	400 円

備考

- 1 定期使用料に係る 1 年の期間は、第 6 条の 2 第 3 項の許可を受けた日から翌年の当該日に相当する日の前日までとする。
- 2 団体使用料は、20 人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

動物公園の供用日及び動物展示施設の使用料の額を改めるとともに、動物公園の駐車場の使用料を徴収しない日を廃止しようとするものである。

議案第 25 号

盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例について

盛岡市印鑑条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 21 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例

盛岡市印鑑条例（昭和45年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「後見開始の審判を受けている」を「意思能力を有しない」に改める。

第 4 条第 4 項第 2 号中「未成年者」の次に「，成年被後見人」を加える。

第12条第 2 項中「知つた場合」の次に「又は印鑑の登録を消除すべき事由が生じたと認めた場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

印鑑の登録を受けることができない者の範囲及び印鑑の登録を職権で消除しなければならない場合を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 26 号

盛岡市生活改善センター条例の一部を改正する条例について

盛岡市生活改善センター条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 21 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市生活改善センター条例の一部を改正する条例

盛岡市生活改善センター条例（昭和49年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表盛岡市玉山生活改善センターの項を削る。

第 4 条第 2 項を削る。

第12条中「（盛岡市玉山生活改善センターを除く。次条、第16条及び第17条において同じ。）」を削る。

第17条第 1 項第 2 号中「第 4 条第 1 項ただし書」を「第 4 条ただし書」に改める。

別表中	盛岡市玉山生活改善センター	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,
		和室	300円	400円	500円	700円	900円	1,
		食生活実習室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,
	盛岡市岩洞生活改善センター	集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,
		研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,
		食生活実習室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,

200円	を	盛岡市岩洞生活改善センター	集会室	300円	400円	500円	700円	900円	
200円			研修室	300円	400円	500円	700円	900円	
500円			食生活実習室	400円	500円	600円	900円	1,100円	
200円									
200円									
500円									

1,200円	に改める。
1,200円	

1,500円

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

盛岡市玉山生活改善センターを廃止しようとするものである。

議案第 27 号

盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例について

盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例

盛岡市中央卸売市場業務規程（昭和46年条例第51号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第22条」に，「第17条～第26条」を「第23条～第30条」に，「第27条～第29条」を「第31条～第33条」に，第 3 章 売買取引及び決済の方法（第36条～第64条）を第 4 章 卸売の業務に関する品質管理（第64条の 2）」 第

第 4 節 買出人（第34条～第36条）

第 5 節 関連事業者（第37条～第42条）に，「第 5 章」を「第 4 章」に，「第65条～第 3 章 売買取引及び決済の方法（第43条～第67条）」

第72条」を「第68条～第75条」に，「第 6 章」を「第 5 章」に，「第73条～第75条」を「第76条～第78条」に，「第 7 章」を「第 6 章」に，「第76条～第76条の 5」を「第79条～第83条」に，「第 8 章」を「第 7 章」に，「第77条～第83条」を「第84条～第90条」に改める。

第 1 条中「第 9 条第 2 項」を「第 4 条第 4 項」に改め，「生鮮食料品等」の次に「（法第 2 条第 1 項に規定する生鮮食料品等をいう。以下同じ。）」を加え，「もつて」を「もって」に改める。

第 2 条を削る。

第 3 条第 1 項中「掲げる物品」を「定める物品」に改め，同条を第 2 条とする。

第 4 条第 2 項中「認める」を「認めた」に改め，同条を第 3 条とする。

第 5 条第 1 項中「認める」を「認めた」に改め，同条第 2 項中「法第15条第 1 項の規定により農林水産大臣の許可を受けて市場において卸売の業務を行う」を「第 6 条第 1 項の許可を受けた」に改め，同条を第 4 条とし，第 1 章中同条の次に次の 1 条を加える。

（差別的取扱いの禁止）

第 5 条 市は，市場の業務の管理運営に関し，取引関係者（出荷者及び卸売業者，仲卸業者（第23条第 1 項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）その他の市場において売買取引を行う者をいう。以下同じ。）に対して，不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第 6 条を次のように改める。

（卸売の業務の許可）

第 6 条 卸売の業務（市場に出荷される生鮮食料品等について，その出荷者から卸売のための販売の委託を受け，又は買い受けて，市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）を行おうと

する者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、第2条の取扱品目の部類ごとに行う。

3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 名称及び住所

(2) 資本金又は出資の額及び役員の氏名

(3) 許可を受けて卸売の業務を行おうとする取扱品目の部類

4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 申請者が、法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3) 申請者が第1項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ 第23条第1項の許可の取消しを受けた者（その処分を受ける原因となった事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）又は第1項若しくは同条第1項の許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの（同条第4項第3号において「被処分者」という。）であるもの

(5) 申請者が卸売の業務を適確に遂行することができる知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(6) 申請者に使用させることができる市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）がないとき。

第83条を第90条とし、第82条を第89条とし、第81条を第88条とする。

第80条第1項中「行なつて」を「行つて」に改め、同条第2項中「認める」を「認めた」に改め、同条を第87条とする。

第79条を第86条とする。

第78条第1項中「行なう」を「行う」に、「認める」を「認めた」に改め、同条を第85条とする。

第77条第1項中「行なうことができなくなつた」を「行うことができなくなつた」に、「あつた」を「あつた」に、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第2項中「行なわせる」を「行わせる」に、「か、又は」を「とき又は」に、「認める」を「認めた」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第84条とする。

第76条の5中「諮つて」を「諮って」に改め、第7章中同条を第83条とし、第76条の4を第82条とする。

第76条の3第6項中「もつて」を「もって」に改め、同条を第81条とする。

第76条の2第2項中「第76条第2項第3号」を「前条第2項第1号、第3号」に、「あつては」を「あつては」に改め、同条を第80条とする。

第76条第2項第3号中「第9条第2項第3号から第7号までに掲げる事項、第37条第1項第2号の規則で定める割合、第40条第1項の規定による販売、第42条第1項第2号の規定による卸売、第44条第1項第3号の規定による卸売、第51条第2項第2号の規定による販売及び第52条第1項による販売」を「第4条第4項各号に掲げる事項、第3条第1項に規定する開場の期日及び第4条第1項に規定する開場の時間」に改め、同条第3項中「もつて」を「もって」に改め、同条第4項中「次に掲げる」を「取引関係者及び知識経験を有する」に改め、各号を削り、同条を第79条とする。

第75条第1項中「科し」の次に「第6条第1項の許可を取り消し」を加え、同条第2項中「第18条第1項」を「第23条第1項」に改め、同条第3項中「第27条第1項」を「第31条第1項」に改め、同条第4項中「第30条第1項」を「第37条第1項」に改め、同条第5項第4号中「あつたと認める」を「あつたと認めた」に改め、同条第7項中「第25条第3項」を「第14条第3項」に、「取消し」を「規定による取消し」に改め、第6章中同条を第78条とする。

第74条第1項を削り、同条第2項中「仲卸業者」を「卸売業者又は仲卸業者」に改め、「おける」の次に「卸売の業務又は」を加え、同項第1号及び第2号中「下回つた」を「下回った」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「おける」の次に「卸売の業務又は」を加え、「認める」を「認めた」に、「仲卸業者」を「卸売業者又は仲卸業者」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「認めるときは、」を「認めたときは、取引関係者（卸売業者及び仲卸業者を除く。）又は」に改め、「当該」の次に「取引関係者又は」を加え、同項を同条第3項とし、同条を第77条とする。

第73条第1項中「認める」を「認めた」に、「卸売業者、仲卸業者」を「取引関係者」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第76条とする。

第72条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「わたつて」を「わたって」に改め、同条第2号中「第69条」を「第72条」に、「わたつた」を「わたった」に改め、同条第3号中「認める」を「認めた」に改め、第5章中同条を第75条とする。

第71条第1項中「別表第4」を「別表第3」に改め、同条を第74条とする。

第70条を第73条とする。

第69条中「認める」を「認めた」に改め、同条を第72条とする。

第68条を第71条とし、第67条を第70条とし、第66条を第69条とする。

第65条第1項中「（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）」を削り、同条第2項中「認める」を「認めた」に改め、同条第3項中「者が」を「者は」に改め、同条第4項中「第32条第3項」を「第39条第3項」に改め、同条を第68条とする。

第4章を削り、第5章を第4章とし、第6章から第8章までを1章ずつ繰り上げる。

第64条を削る。

第3章中第63条を第67条とする。

第62条第1項中「仲卸業者及び売買参加者」を「卸売業者から物品を買受けた者」に改め、「卸売業者から」を削り、「買受けた物品」を「当該物品」に、「仲卸業者又は売買参加者」を「その者」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による代金の支払は、現金又は金融機関若しくは関連事業者のうち規則で定める者を通じて行う方法その他の安全かつ確実な方法により行わなければならない。

第62条第4項を次のように改め、同条を第66条とする。

4 前3項の規定は、仲卸業者から物品を買受けた場合について準用する。

第59条から第61条までを削る。

第58条の2を第64条とし、同条の次に次の1条を加える。

（出荷者への代金の支払い）

第65条 卸売業者は、卸売のために出荷者から生鮮食料品等を買受けたときは、当該出荷者を取り決めた期日までに、現金又は金融機関を通じて行う方法その他の安全かつ確実な方法によりその代金を支払わなければならない。

2 前項の規定は、仲卸業者が販売のために出荷者から生鮮食料品等を買受けたときについて準用する。

第58条第1項中「、当該卸売をした物品のうち飲食料品」の次に「（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品をいう。以下同じ。）」を加え、「第63条ただし書」を「第67条ただし書」に改め、「第59条第1項に規定する」を削り、同条に次の1項を加え、同条を第63条とする。

3 第1項の規定による売買仕切金の送付は、現金又は金融機関を通じて行う方法その他の安全かつ確実な方法により行わなければならない。

第55条から第57条までを削る。

第54条第2項中「もつて」を「もって」に改め、同条第3項中「認める」を「認めた」に改め、同条を第57条とし、同条の次に次の5条を加える。

（売買取引の結果等の報告及び公表）

第58条 卸売業者は、次に掲げる事項について、規則で定める時まで、市長に報告するとともに、インターネットの利用その他の市長が適当と認めた方法により公表しなければならない。

(1) その日（卸売をする日の午前零時から午後12時までの期間をいう。次号及び次条において同じ。）の主要な品目の卸売予定数量及びその主要な産地

(2) その日の主要な品目の卸売の数量並びに高値（当該品目の価格のうち最も高い価格をいう。）、中値（当該品目のうち最も卸売の数量が多い品目の価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目にあつては、加重平均価格をいう。）及び安値（当該品目に係る中値未満の価格のうち、最も卸売の数量が多い品目の価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目にあつては、最も低い価格をいう。）に区分した価格（次条第2号において「区分価格」という。）

2 前項各号に掲げる事項の市長への報告及び公表は、次に掲げる卸売ごとに行わなければならない。

(1) せり売又は入札の方法による卸売（第3号に掲げるものを除く。）

(2) 相対取引による卸売（次号に掲げるものを除く。）

(3) 市場内にある物品以外の物品の卸売

3 卸売業者は、次に掲げる事項について、規則で定める日までに、市長に報告するとともに、インターネットの利用その他の市長が適当と認めた方法により公表しなければならない。

(1) 前月の委託手数料等（第46条の規定により公表したものに限る。）の種類ごとの受領額

(2) 奨励金等（第46条の規定により公表したものに限る。以下この号において同じ。）がある場合にあっては、前月の奨励金等の種類ごとの交付額

（市長による売買取引の結果等の公表）

第59条 市長は、卸売業者から前条第1項の規定による報告を受けたときは、次に掲げる事項を、それぞれ規則で定める時までに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(1) その日の主要な品目の卸売予定数量及びその主要な産地並びにその日の前日における当該品目の卸売の数量及び価格

(2) その日の主要な品目の卸売の数量及び売買取引の方法ごとの区分価格

（市場外の者に対する相対取引による卸売の報告）

第60条 卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して相対取引による卸売をしたときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

（市場外にある物品の卸売の報告）

第61条 卸売業者は、市場内にある物品以外の物品の卸売をした場合は、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

（買入れ販売の報告）

第62条 仲卸業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を卸売業者以外の者から買い入れて販売したときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

第53条第1項各号及び同条第2項第1号中「認める」を「認めた」に改め、同項第2号中「怠った」を「怠った」に改め、同条を第56条とする。

第51条の前の見出し並びに同条及び第52条を削る。

第50条第1項及び第2項中「売買参加者」の次に「その他の買受人」を加え、同条を第54条とし、同条の次に次の1条を加える。

(販売の委託の引受けの禁止)

第55条 仲卸業者は、市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。

第49条を第53条とする。

第48条第1項中「第44条第1項第3号の規定により」を削り、「電子商取引に係る受託物品」を「市場外引渡物品」に、「当たつて」を「当たって」に、「立ち会つていて」を「立ち会っていて」に改め、同条第2項中「電子商取引に係る受託物品」を「市場外引渡物品」に、「当たつて」を「当たって」に改め、同条を第52条とする。

第47条の2中「規定により承認を受けた」を削り、同条を第51条とする。

第47条第1項中「定め、市長の承認を受けなければ」を「定めたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出るとともに、インターネットの利用その他の市長が適当と認めた方法により公表しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

これを変更しようとするときも、同様とする。

第47条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項第9号中「第59条第1項に規定する」を削り、同項第12号中「第42条第1項ただし書又は第77条第1項」を「第84条第1項」に改め、同項第13号中「前各号に掲げるもののほか重要な」を「市場の開場の期日に関する」に改め、同項に次の1号を加え、同項を同条第2項とする。

(14) 災害その他のやむを得ない事由により、前各号に掲げる事項を満たす受託契約の履行が困難な場合に関する事項

第47条第4項を削り、同条を第50条とする。

第42条から第46条までを削る。

第41条第1項中「売買参加者」の次に「その他の買受人」を加え、同条第2項中「あつた」を「あつた」に、「第47条第1項の規定により承認を受けた」を「第50条第1項の」に改め、「ことその他の正当な理由がなければ」を「場合又は次に掲げる場合を除き」に改め、同項に次の7号を加える。

(1) 当該物品が衛生上有害なものである場合

(2) 当該物品の品質が市場において過去に全て残品となり販売に至らなかった物品の品質と同程度であると市長が認めた場合

(3) 当該物品が、卸売業者が卸売の業務のために使用する市場施設の受入能力を超えるものであ

る場合

- (4) 当該物品に関し、法令に違反し、若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があった場合
- (5) 当該物品の販売の委託の申込みが第46条の規定により卸売業者が公表した売買取引の条件に基づかない場合
- (6) 当該物品の販売の委託の申込みが市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合
- (7) 当該物品の販売の委託の申込みが次に掲げる者から行われたものである場合
 - ア 盛岡市暴力団排除条例（平成27年条例第9号）第2条第2号に規定する暴力団員
 - イ アに掲げる者をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者
 - ウ アに掲げる者がその事業活動を支配する者

第41条を第48条とし、同条の次に次の1条を加える。

（卸売の相手方の制限）

第49条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対してせり売又は入札の方法による卸売をしてはならない。

第40条を削り、第39条を第47条とし、第38条を削る。

第37条第1項中「掲げる売買取引」を「定める売買取引」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「別表第3」を「別表第2」に改め、同号を同項第2号とし、同条第2項中「及び第2号」及び「（同項第2号に掲げる物品にあつては、同号の一定の割合に相当する部分に限る。）」を削り、「であつて市長が」を「であつて」に改め、「と認めて、規則で定めるところにより承認した」を削り、「相対取引の方法」を「相対取引」に改め、同項第5号中「売買参加者」の次に「その他の買受人」を加え、同項第7号を削り、同条第4項を削り、同条第3項中「及び第3号」を削り、「であつて」を「であつて」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 卸売業者は、前項の規定により相対取引による卸売をしたときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

第37条第5項中「第1項第3号」を「第1項第2号」に改め、同条を第44条とし、同条の次に次の2条を加える。

（売買取引の方法の公表）

第45条 市長は、前条に規定する卸売業者の売買取引の方法について、生鮮食料品等の品目ごとに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（売買取引の条件の公表）

第46条 卸売業者は、次に掲げる事項を定めたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出るとともに、インターネットの利用その他の市長が適当と認めた方法により公表しなければならない。こ

れを変更しようとするときも、同様とする。

(1) 営業日及び営業時間

(2) 取扱品目

(3) 生鮮食料品等の引渡しの方法

(4) 委託手数料（卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けの委託者から収受する手数料をいう。以下同じ。）その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者その他の買受人が負担する費用（第58条第3項第1号において「委託手数料等」という。）の種類、内容及び額

(5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

(6) 売買取引に関して出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者その他の買受人に交付する奨励金その他の生鮮食料品等の卸売に係る販売代金以外の金銭（第58条第3項第2号において「奨励金等」という。）がある場合にあっては、その種類、内容及び額並びにその交付の基準

第36条を第43条とする。

第35条第1項第6号中「なつた」を「なった」に改め、第2章第4節中同条を第42条とする。

第34条中「認める」を「認めた」に改め、同条を第41条とする。

第33条第1項中「第31条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「なつた」を「なった」に、「有しなくなつたと認める」を「有しなくなつたと認めた」に、「第30条第1項」を「第37条第1項」に改め、同条第2項中「有しなくなつたと認める」を「有しなくなつたと認めた」に、「第30条第1項」を「第37条第1項」に改め、同条第3項中「第30条第1項」を「第37条第1項」に改め、同条第4項中「第25条第3項」を「第14条第3項」に、「許可」を「規定による許可」に改め、同条を第40条とする。

第32条第1項中「第30条第1項」を「第37条第1項」に改め、同条第3項中「認める」を「認めた」に改め、同条第4項中「第9条」を「第11条」に、「第11条」を「第13条」に改め、同条を第39条とする。

第31条第1項中「を申請」を「の申請」に改め、同項第2号中「禁錮」を「禁錮」に、「なくなつた」を「なくなった」に改め、同項第3号中「第33条又は第75条第4項」を「第40条又は第78条第4項」に改め、同条第2項中「認める」を「認めた」に改め、同条を第38条とする。

第30条第1項中「認める」を「認めた」に改め、「（市場内において仲卸業者から販売を受ける者をいう。以下同じ。）」を削り、同項第1号中「第3条」を「第2条」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第2項第3号中「あつては」を「あつては」に改め、同条を第37条とする。

第2章中第4節を第5節とし、第3節の次に次の1節を加える。

第4節 買出人

（買出人の登録）

第34条 市場において次の各号のいずれかの行為をしようとする生鮮食料品等に係る事業を行う者

(仲卸業者及び売買参加者を除く。)は、市長の登録を受けなければならない。

(1) 卸売業者から相対取引による卸売を受けること。

(2) 仲卸業者から販売を受けること。

2 前項の登録は、取扱品目の部類ごとに行う。

3 第1項の登録を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称、住所及び主たる事務所の所在地

(2) 商号

(名称変更等の届出)

第35条 前条第1項の登録を受けた者(以下「買出人」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名若しくは名称、住所又は主たる事務所の所在地を変更したとき。

(2) 商号を変更したとき。

(3) 卸売業者から相対取引による卸売を受けることを廃止したとき。

(4) 仲卸業者から販売を受けることを廃止したとき。

2 買出人が死亡又は解散したときは、当該買出人の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(買出人の登録の消除)

第36条 市長は、買出人が第34条第1項各号に掲げる行為のいずれも廃止したとき又は前条第2項の届出があったときは、その登録を消除するものとする。

第29条中「第27条第4項第1号又は」を「第31条第4項第1号若しくは」に、「なつたとき、」を「なつたとき」に、「有しなくなつたと認める」を「有しなくなつたと認めた」に改め、第2章第3節中同条を第33条とする。

第28条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「又は住所」を「住所又は主たる事務所の所在地」に改め、同項第3号中「卸売」を「せり売又は入札の方法による卸売」に改め、同条を第32条とする。

第27条第1項中「卸売」を「せり売又は入札の方法による卸売」に改め、同条第2項中「行なう」を「行う」に改め、同条第3項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「及び住所」を「住所及び主たる事務所の所在地」に改め、同項第3号中「あつては」を「あつては」に改め、同項第4号中「卸売」を「せり売又は入札の方法による卸売」に改め、同条第4項第1号中「申請者」の次に「(申請者が法人である場合にあっては、当該申請者の業務を執行する役員)」を加え、同項第2号中「卸売」を「せり売又は入札の方法による卸売」に改め、同項第3号中「当該申請に係る取扱品目の部類に属する市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人」を「市場外に主たる事務所を有していない者」に改め、同項第4号中「第29条

又は第75条第3項」を「第33条又は第78条第3項」に改め、同条を第31条とする。

第26条中「掲げる日」を「定める日」に改め、第2章第2節中同条を第30条とする。

第25条第1項中「第18条第4項第1号」を「第23条第4項第1号」に改め、「第5号」を削り、「第6号」を「第5号」に、「なつた」を「なった」に、「有しなくなつたと認める」を「有しなくなつたと認めた」に改め、同条第2項第1号中「第18条第1項」を「第23条第1項」に、「第23条第1項」を「第27条第1項」に改め、同項第2号中「第18条第1項」を「第23条第1項」に改め、同条第3項を次のように改め、同条を第29条とする。

3 第14条第3項の規定は、前項の規定による許可の取消しについて準用する。

第24条第1項中「別表第4第2号」を「別表第3第2号」に、「第32条第3項」を「第39条第3項」に改め、同条第2項中「第62条第1項」を「第66条第1項」に改め、同条第3項中「第9条」を「第11条」に、「第11条」を「第13条」に改め、同条を第28条とする。

第23条第1項中「第18条第1項」を「第23条第1項」に改め、同条を第27条とする。

第22条第1項第6号中「なつた」を「なった」に改め、同条を第26条とする。

第21条を削る。

第20条第1項中「市場における」を削り、「行つていた」を「行っていた」に改め、同条第3項中「あつた」を「あった」に、「第18条第1項」を「第23条第1項」に改め、同条第5項中「第18条第4項」を「第23条第4項」に、「第20条第1項」を「第25条第1項」に改め、同条を第25条とする。

第19条第1項及び第2項中「市場における」を削り、同条第4項中「第19条第1項」を「第24条第1項」に改め、同条を第24条とする。

第18条第1項中「仲卸しの業務」の次に「（市場において卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の店舗において販売する業務をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「前条」を「第2条」に改め、同条第3項第3号中「あつては」を「あったは」に改め、同条第4項第2号中「禁錮」を「禁錮」に、「なくなつた」を「なかった」に改め、同項第3号中「市場の仲卸しの業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しないもの」を「被処分者」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「であつて」を「であって」に改め、「及び前号」を削り、同号を同項第5号とし、同項第7号中「その許可をすることによつて仲卸業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなる」を「申請者に使用させることができる市場施設がない」に改め、同号を同項第6号とし、同条を第23条とする。

第17条を削る。

第16条第2項中「なくなつた」を「なかった」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、第2章第1節中同条を第22条とする。

第15条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号中「受けなかつた」を「受けなかった」に改め、同条第4号中「第75条第5項」を「第78条第5項」に改め、同条を第21条とする。

第14条中「第12条第5項第1号」を「第18条第5項第1号」に、「なつた」を「なつた」に、「有しなくなつたと認める」を「有しなくなつたと認めた」に改め、同条を第20条とする。

第13条を第19条とする。

第12条第4項中「あつた」を「あつた」に改め、同条第5項中「あつた」を「あつた」に、「あり」を「あり、」に改め、同項第2号中「禁錮」を「禁錮」に、「なくなつた」を「なくなつた」に改め、同項第3号及び同条第7項第2号中「第14条又は第75条第5項」を「第20条又は第78条第5項」に改め、同項第3号中「第75条第5項」を「第78条第5項」に改め、同条を第18条とする。

第11条中「失つた」を「失つた」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の4条を加える。

(卸売の業務の許可の取消し)

第14条 市長は、卸売業者が第6条第4項第2号又は第4号のいずれかに該当することとなつたとき又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなつたと認めたときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第6条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第9条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第6条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

3 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(事業報告書の提出)

第15条 卸売業者は、事業年度ごとに、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後90日以内に、これを市長に提出しなければならない。

(事業報告書の写しの備付け及び閲覧)

第16条 卸売業者は、前条の規定による提出を行ったときは、速やかに、同条の事業報告書(貸借対照表及び損益計算書の部分に限る。)の写しを作成し、規則で定める期間、主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 卸売業者は、前項の写しを閲覧したい旨の申出があつたときは、次に掲げる場合を除き、当該申出をした者に閲覧させなければならない。

(1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から申出がなされた場合

(2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的により申出がなされたと認められる場合

(3) 同一の者から短期間に繰り返し申出がなされた場合

3 卸売業者は、前項の規定により閲覧させる場合には、インターネットの利用、主たる事務所における備置きその他市長が適当と認めた方法により閲覧させるものとする。

(帳簿の区分経理)

第17条 卸売業者は、市場における取引について、自己の計算による取引と委託者の計算による取引とをそれぞれ勘定を設けて経理しなければならない。

第10条第1項中「保管料」を削り、「怠つた」を「怠った」に改め、同条第2項中「第7条第1項」を「第9条第1項」に、「先だつて」を「先だつて」に改め、同条を第12条とする。

第9条第1項中「あつた」を「あった」に改め、同条第2項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第11条とする。

第8条第1項中「次に」を「次の各号に」に、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同条第2項中「もつて」を「もって」に改め、同条を第10条とする。

第7条第1項中「農林水産大臣から卸売の業務」を「第6条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第6条の次に次の2条を加える。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第7条 卸売業者が事業（卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 前条第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第7条第1項又は第2項の認可の申請」と読み替えるものとする。

(名称変更等の届出)

第8条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

(2) 名称又は住所を変更したとき。

(3) 卸売の業務を廃止したとき。

(4) 定款、資本金若しくは出資の額又はその役員を変更したとき。

(5) 卸売業者若しくは業務を執行する役員が犯罪容疑のため起訴されたとき、その役職若しくは業務に関して訴訟の当事者となったとき又はこれらについての判決を受けたとき。

(6) 業務を執行する役員が破産手続開始の決定を受けたとき。

2 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

附則第3条中「なつている」を「なっている」に、「第18条第1項」を「第23条第1項」に改める。

附則第4条中「なつている」を「なっている」に、「第27条第1項」を「第31条第1項」に改める。

附則第5条中「なつている」を「なっている」に、「第30条第1項」を「第37条第1項」に、「受けた付属営業人」を「受けた関連事業者」に改める。

附則第6条中「第65条第1項」を「第68条第1項」に改める。

附則第7条第1項中「に第12条第1項」を「に第18条第1項」に、「あつた」を「あった」に、「第12条第1項」を「同項」に改め、同条第2項中「第12条第1項」を「第18条第1項」に、「第16条」を「第22条」に改める。

附則第8条中「よつて」を「よって」に改める。

附則第10条中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に、「別表第4第2号」を「別表第3第2号」に改める。

別表第1中「第37条」を「第44条」に改める。

別表第2を削る。

別表第3中「第37条」を「第44条」に改め、「及び別表第2」を削り、同表を別表第2とする。

別表第4中「第71条」を「第74条」に改め、同表第1号の表中「仲卸業者が第51条第2項の規定により許可又は承認を受けた場合は、その買入物品の販売金額」を「第62条の規定による報告に係る販売の金額」に改め、同表を別表第3とする。

附 則

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。

2 この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）による改正前の卸売市場法（昭和46年法律第35号）第15条第1項の規定により農林水産大臣の許可を受けて改正後の盛岡市中央卸売市場業務規程第6条第1項に規定する卸売の業務を行う者は、同項の許可を受けた者とみなす。

3 改正後の盛岡市中央卸売市場業務規程第34条第1項の登録を受けようとする者は、この条例の施行の日前においても、その申請を行うことができる。

提案理由

卸売市場法（昭和46年法律第35号）の改正に伴い、市場の業務の方法及び市場において売買取引を行う者が市場における業務に関し遵守すべき事項について必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 28 号

盛岡市新事業創出支援センター条例の一部を改正する条例について

盛岡市新事業創出支援センター条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市新事業創出支援センター条例の一部を改正する条例

盛岡市新事業創出支援センター条例（平成19年条例第57号）の一部を次のように改正する。

第10条中「5年」の次に「（新製品又は新技術の企業化に相当の期間を要することその他特別の理由があると市長が認めたときは、10年）」を加え、同条ただし書中「をした日」を「の期間の末日の翌日」に、「7年」を「2年」に改め、「2回を限度として」を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する新事業創出支援センターにあつては、指定管理者）は、この条例の施行の際現に新事業創出支援センターの貸工場を使用している者（この条例の施行の日前に改正前の盛岡市新事業創出支援センター条例第 5 条第 1 項後段の更新の許可を受けた者に限る。）に対し、改正後の盛岡市新事業創出支援センター条例第10条に規定する理由があると認めたときは、同条ただし書の規定にかかわらず、同条例第 5 条第 1 項前段の許可の期間の初日から起算して12年を超えない範囲内で、同項後段の更新の許可をすることができる。

提案理由

新事業創出支援センターの貸工場に係る使用の許可の期間並びに更新の許可の期間及び回数を改めようとするものである。

議案第 29 号

盛岡市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定める条例について

盛岡市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定める条例を次のとおり定めるものとする。

令和2年2月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本方針（第3条）

第3章 設備及び運営の基準（第4条～第32条）

第4章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の定めるところによる。

2 この条例において「無料低額宿泊所」とは、法第2条第3項第8号に掲げる事業を行う施設であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。ただし、他の法令により必要な規制が行われている施設その他の事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである施設を除く。

（1）次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

ア 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していないが、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。

イ 入居者の総数に占める生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、かつ、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ウ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、かつ、第16条第1項に規定する利用料（居室使用料及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。）。

（2）居室使用料が無料又は生活保護法第8条第1項の厚生労働大臣の定める基準（同法第11条第

1 項第 3 号に掲げる住宅扶助に係るものに限る。)に基づく額以下であること。

第 2 章 基本方針

第 3 条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、入居者の要望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第 3 章 設備及び運営の基準

（構造等）

第 4 条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分に考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

第 5 条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

（職員等の資格要件）

第 6 条 無料低額宿泊所の長（以下「施設長」という。）は、法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に 2 年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると市長が認めた者でなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員（施設長を除く。第 21 条において同じ。）を、できる限り法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。

3 無料低額宿泊所の職員その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であってはならない。

（運営規程）

第7条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 入居者に対して提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項

2 無料低額宿泊所は、運営規程を定め、又は変更したときは、市長に届け出なければならない。
（非常災害対策）

第8条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも1年に1回以上、定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
（記録の整備）

第9条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者に対して提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 入居者に対して提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (3) 第31条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（規模）

第10条 無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

（サテライト型住居の設置）

第11条 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であつて、利用期間が原則として1年以下のもの（入居定員が4人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分で移動できる範囲に設置する等入居者に対するサービスの提供に支障がないものとしなければならない。

3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる場合の区分

に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 第6条第1項及び第3項に規定する要件を満たす者が施設長のみである場合 4以下

(2) 第6条第1項及び第3項に規定する要件を満たす者が施設長のほか1人以上ある場合 8以下

4 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。次項において同じ。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

(1) 第6条第1項及び第3項に規定する要件を満たす者が施設長のみである場合 20人以下

(2) 第6条第1項及び第3項に規定する要件を満たす者が施設長のほか1人以上ある場合 40人以下

5 無料低額宿泊所は、サテライト型住居について、第9条に規定する記録のほか、第20条の規定による状況の把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（設備）

第12条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定を遵守するものでなければならない。

2 無料低額宿泊所の建物は、消防法（昭和23年法律第186号）の規定を遵守するものでなければならない。

3 前項の規定によるほか、無料低額宿泊所は、消火器の設置及び自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。

4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 炊事のための設備

(3) 洗面所

(4) 便所

(5) 浴室

(6) 洗濯室又は洗濯場

5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

(1) 共用室

(2) 相談室

(3) 食堂

6 第4項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めると

おりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等2人以上で入居させることがサービスの提供において必要と認められる場合は、この限りでない。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積は、収納設備に係る床面積を除き、7.43平方メートル以上とすること。

エ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

オ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。

カ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

(2) 炊事のための設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(3) 洗面所 入居定員に適したものを設けること。

(4) 便所 入居定員に適したものを設けること。

(5) 浴室

ア 入居定員に適したものを設けること。

イ 浴槽を設けること。

(6) 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

(職員の配置)

第13条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当な数とし、その職員のうち1人は施設長としなければならない。

2 無料低額宿泊所が生活保護法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下「日常生活支援住居施設」という。）に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員の配置の要件を満たさなければならない。

（入居申込者に対する説明、契約等）

第14条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の契約の締結及び当該契約の更新において、契約期間（1年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約にあつては、当該契約が建物の賃貸借契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第38条第1項の規定による定期建物賃貸借の契約を除く。）である場合は、1年とする。）及び解約に関する事項を定めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、

法第14条の規定により都道府県又は市町村が設置する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の都道府県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項として、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならない。

5 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項として、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。

6 無料低額宿泊所は、第1項の契約の締結及び当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。

7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項に定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項及び第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項の重要事項及び第2項の事項（以下この条において「重要事項等」という。）を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項等を記録したものを交付する方法

8 前項に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

9 第7項第1号の電子情報処理組織とは、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

10 無料低額宿泊所は、第7項の規定により重要事項等を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる電磁的方法について次に掲げる種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第7項各号に掲げる方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

(入退居)

第15条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、その者の要望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所その他の都道府県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

第16条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用（第7号に掲げる費用については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）を受領することができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 居室使用料

(3) 共益費

(4) 光熱水費

(5) 日用品費

(6) 基本サービス費

(7) 入居者が選択する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

2 前項に規定する利用料の基準は、次の各号に掲げる利用料の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。

(2) 居室使用料

ア 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。

イ アに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。

(3) 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。

(4) 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。

(5) 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。

(6) 基本サービス費 入居者の状況の把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。

(7) 入居者が選択する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

ア 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額とすること。

イ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

（サービス提供の方針）

第17条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況及び要望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいを持って生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が1つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者の私生活についての秘密の確保に配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

（食事の提供）

第18条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合は、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

（入浴の機会の提供）

第19条 無料低額宿泊所は、入居者に対し1日に1回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、1週間に3回以上の頻度とすることができる。

（状況の把握）

第20条 無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況の把握を行わなければならない。

（施設長の責務）

第21条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（職員の責務）

第22条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支

援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第23条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を整備しておかなければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第24条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第25条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止し、並びに食中毒及び害虫の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

第26条 入居者の金銭の管理は、入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であつて、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより無料低額宿泊所が日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

(1) 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。

(2) 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。）であつて、日常生活を営むために必要な金額に限ること。

(3) 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。

(4) 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。

(5) 第14条第1項の契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。

(6) 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。

(7) 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。

(8) 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。

(9) 金銭等の詳細な管理の方法、入居者本人に対する収支の記録の報告の方法等について管理規程を定めること。

(10) 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、市長に届け出ること。

(11) 当該入居者が被保護者である場合において、当該入居者の金銭等の管理に係る契約を締結したとき又は当該契約を変更したときは、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。

(12) 金銭等の管理の状況について、市の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。

(揭示及び公表)

第27条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

(秘密の保持等)

第28条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第29条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(苦情への対応等)

第30条 無料低額宿泊所は、提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、提供したサービスに関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所は、市の求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 無料低額宿泊所は、運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第31条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(サテライト型住居に係る設備の基準等の規定の適用)

第32条 第12条第3項から第5項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

第4章 雑則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第11条及び第32条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

社会福祉法（昭和26年法律第45号）の改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定めようとするものである。

議案第 30 号

盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について

盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のとおり定めるものとする。

令和2年2月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 児童発達支援

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条～第9条）

第3節 設備に関する基準（第10条・第11条）

第4節 運営に関する基準（第12条～第55条）

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第56条～第59条）

第6節 基準該当通所支援に関する基準（第60条～第66条）

第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針（第67条）

第2節 人員に関する基準（第68条・第69条）

第3節 設備に関する基準（第70条）

第4節 運営に関する基準（第71条～第77条）

第4章 放課後等デイサービス

第1節 基本方針（第78条）

第2節 人員に関する基準（第79条・第80条）

第3節 設備に関する基準（第81条）

第4節 運営に関する基準（第82条～第84条）

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第85条）

第6節 基準該当通所支援に関する基準（第86条～第89条）

第5章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針（第90条）

第2節 人員に関する基準（第91条・第92条）

第3節 設備に関する基準（第93条）

第4節 運営に関する基準（第94条～第97条）

第6章 保育所等訪問支援

第1節 基本方針（第98条）

第2節 人員に関する基準（第99条・第100条）

第3節 設備に関する基準（第101条）

第4節 運営に関する基準（第102条）

第7章 多機能型事業所に関する特例（第103条～第105条）

第8章 雑則（第106条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号、第21条の5の17第1項第1号及び第2号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の要件並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の定めるところによる。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定通所支援費用基準額 法第21条の5の3第2項第1号（法第21条の5の13第2項の規定により放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。
- (2) 通所利用者負担額 法第21条の5の3第2項第2号（法第21条の5の13第2項の規定により放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び肢体不自由児通所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。
- (3) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項（法第21条の5の13第2項の規定により放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。
- (4) 共生型通所支援 法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。

(5) 多機能型事業所 第5条に規定する指定児童発達支援の事業、第67条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第78条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第90条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第98条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第50号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第79条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第162条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス等基準条例第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス等基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。

（指定障害児通所支援事業者の要件）

第3条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。

（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）

- 第4条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第28条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。
- 2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。
- 3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設を運営する者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 児童発達支援

第1節 基本方針

第5条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。

(1) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。） 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 障害児の数が10人以下 2人以上

イ 障害児の数が11人以上 2人に、障害児の数が10人を超えて5人又は5人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 1人以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機

能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

(1) 嘱託医 1人以上

(2) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。） 1人以上

(3) 児童指導員又は保育士 1人以上

(4) 機能訓練担当職員 1人以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1人以上

4 第1項第1号及び第2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。

(1) 嘱託医 1人以上

(2) 児童指導員及び保育士 次のアからウまでに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上

イ 児童指導員 1人以上

ウ 保育士 1人以上

(3) 栄養士 1人以上

(4) 調理員 1人以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者は、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げるものとし、その員数は、当該各号に

定めるところによる。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4人以上

(2) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。） 機能訓練を行うために必要な数

4 第2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者は、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1) 看護職員 1人以上

(2) 機能訓練担当職員 1人以上

5 第1項第2号ア及び第3項第1号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

6 第1項から第4項まで（第1項第1号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

（管理者）

第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第9条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）における主たる事業所（次項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（次項において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

（設備、備品等）

第10条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 前項の指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備、備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第11条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備、備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。

(1) 指導訓練室

ア 定員は、おおむね10人とすること。

イ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。

(2) 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。

3 第1項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。

4 第1項及び前項に規定する設備は、専ら指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第12条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

(内容及び手続の説明並びに同意)

第13条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込を行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第38条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定により文書の交

付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第14条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（第3項及び第4項において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前3項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第15条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第16条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（第50条第1項において「障害児相談支援事業者」という。）が行う連絡調整にできる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第17条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。）等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の適当な指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第18条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、当該提供を求めた通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助)

第19条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、当該通所給付決定を受けていない者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要

な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第20条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害児通所支援事業者等との連携等)

第21条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設を運営する者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設を運営する者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第22条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供したときは、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第23条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当である場合に限るものとする。

- 2 前項の場合において金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について文書によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

(通所利用者負担額等の受領)

第24条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供

される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用（第1号に掲げる費用にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号の費用については、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）第23条第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定児童発達支援事業者は、第3項に規定する費用に係る指定児童発達支援の提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該指定児童発達支援の内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（通所利用者負担額に係る管理）

第25条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

（障害児通所給付費の額に係る通知等）

第26条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、第24条第2項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(指定児童発達支援の取扱方針)

第27条 指定児童発達支援事業者は、次条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。
 - (1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
 - (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
 - (3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備、備品等の状況
 - (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
 - (5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
 - (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
 - (7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況
- 5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

第28条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（以下この条及び第55条第2項第2号において「児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合においては、当該原案に当該障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携を含めるよう努めなければならない。
- 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。
- 6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書により当該通所給付決定保護者及び当該障害児の同意を得なければならない。
- 7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成したときは、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。
- 8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。
- 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的にとることとし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- (1) 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。
(児童発達支援管理責任者の責務)
- 第29条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 次条に規定する相談及び援助を行うこと。
 - (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
- (相談及び援助)
- 第30条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

第31条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第32条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。第4項において同じ。）において障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

- 2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第33条 指定児童発達支援事業者は、教養及び娯楽のための設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーションを行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(健康管理)

第34条 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が同表の当該右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、同表の当該左欄に掲げる健康診断の結果を把握しな

なければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

- 3 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業員の健康診断に当たっては、厳重な注意を払わなければならない。

（緊急時等の対応）

第35条 指定児童発達支援事業所の従業員は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（通所給付決定保護者に関する市町村への通知）

第36条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正の行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（管理者の責務）

第37条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第38条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第44条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

(11) 虐待の防止のための措置に関する事項

(12) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第39条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業員によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第40条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第41条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第42条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止し、並びに食中毒の発生を防止するために必要な措置を講ずよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第43条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(運営規程の概要等の掲示)

第44条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第45条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、そのときにおける障害児の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(虐待等の禁止)

第46条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第47条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密の保持等)

第48条 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等（障害者総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対し、障害児又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第49条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第5条第18

項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受受してはならない。

（苦情への対応等）

第51条 指定児童発達支援事業者は、提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定児童発達支援事業者は、提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の22第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定児童発達支援事業者は、市町村長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村長に報告しなければならない。

- 5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

（地域との連携等）

第52条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第53条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第54条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第55条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 第22条第1項に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録

(2) 児童発達支援計画

(3) 第36条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第45条第2項の規定による身体的拘束等の記録

(5) 第51条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第53条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

(共生型児童発達支援の基準)

第56条 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。第64条において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第57条 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第65条において「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は，次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第102条第1項第1号又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第1項第1号の食堂及び指定居宅サービス等基準条例第102条第1項第2号又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第1項第2号の機能訓練室をいう。第65条第1号において同じ。）の面積を，指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が，当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため，障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第58条 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（第66条において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第65号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は，次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第66条において同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項第1号ア若しくは第192条第1項第1号ア又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項第1号アに規定する登録者をいう。）の数と共生型生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第95条の2に規定する共生型生活介護をいう。）、共生型自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第149条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第159条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（第85条に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第66条において同じ。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第192条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第66条において同じ。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第6項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあつては、18人）以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第191条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）（第66条において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項第1号ア若しくは第192条第1項第1号ア又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項第1号アに規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を

登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、同表の当該右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準条例第87条第1項第1号若しくは第196条第1項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第1項第1号の居間及び指定地域密着型サービス基準条例第87条第1項第2号若しくは第196条第1項第2号又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第1項第2号の食堂をいう。）は、機能を十分に発揮することができる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第59条 第5条、第8条、第9条及び前節（第12条を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第6節 基準該当通所支援に関する基準

（従業者の員数）

第60条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
- ア 障害児の数が10人以下 2人以上
- イ 障害児の数が11人以上 2人に、障害児の数が10人を超えて5人又は5人に満たない端数

を増すごとに1人を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項第1号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援であって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(設備、備品等)

第61条 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備、備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第62条 基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

(準用)

第63条 第5条、第8条及び第4節(第12条、第24条第1項及び第4項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条、第47条並びに第52条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第64条 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所については、適用しない。

(1) 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定通所介護事業所等に関する特例)

第65条 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者等が地域において児童発達支援が提供され

ていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第63条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所等については、適用しない。

- (1) 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 当該指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第66条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項第1号アに規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第63条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項第1号ア又は第192条第1項第1号アに規定する登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス等基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第89条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害

者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第89条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、同表の当該右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準条例第87条第1項第1号又は第196条第1項第1号の居間及び指定地域密着型サービス基準条例第87条第1項第2号又は第196条第1項第2号の食堂をいう。)は、機能を十分に発揮することができる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに指定障害福祉サービス等基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第89条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対し

て適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針

第67条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第68条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療法（昭和23年法律第 205号）に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数
- (2) 児童指導員 1人以上
- (3) 保育士 1人以上
- (4) 看護職員 1人以上
- (5) 理学療法士又は作業療法士 1人以上
- (6) 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

3 前2項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

（準用）

第69条 第8条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（設備）

第70条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。
- (2) 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。
- (3) 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。

2 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

- 3 第1項各号に規定する設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第1号に規定する設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第71条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

(通所利用者負担額の受領)

第72条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

(1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

- 3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 前項第1号に掲げる費用については、基準省令第60条第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

- 5 指定医療型児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

- 6 指定医療型児童発達支援事業者は、第3項に規定する費用に係る指定医療型児童発達支援の提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該指定医療型児童発達支援の内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第73条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、

当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第2項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第74条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正の行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第75条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(情報の提供等)

第76条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(準用)

第77条 第13条から第23条まで、第25条、第27条（第4項及び第5項を除く。）から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第48条まで、第50条から第53条まで及び第55条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第75条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第72条第1項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第74条」と読み替えるものとする。

第4章 放課後等デイサービス

第1節 基本方針

第78条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第79条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者は、次に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。

（1）児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 障害児の数が10人以下 2人以上

イ 障害児の数が11人以上 2人に、障害児の数が10人を超えて5人又は5人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

（2）児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者は、次に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

- (1) 嘱託医 1人以上
- (2) 看護職員 1人以上
- (3) 児童指導員又は保育士 1人以上
- (4) 機能訓練担当職員 1人以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上

4 第1項第1号及び第2項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(準用)

第80条 第8条及び第9条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備、備品等)

第81条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備、備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備、備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第82条 指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

(通所利用者負担額の受領)

第83条 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供したときは、通所

給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供したときは、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定放課後等デイサービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定放課後等デイサービス事業者は、前3項の規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 指定放課後等デイサービス事業者は、第3項に規定する費用に係る指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該指定放課後等デイサービスの内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(準用)

第84条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「いう。第84条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項ただし書き中「次条第1項」とあるのは「第83条第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第83条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

(準用)

第85条 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第58条まで、第78条及び第83条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

第6節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数)

第86条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者は、

次に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 障害児の数が10人以下 2人以上

イ 障害児の数が11人以上 2人に、障害児の数が10人を超えて5人又は5人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

- (2) 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項第1号の基準該当放課後等デイサービスの単位は、基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(設備、備品等)

第87条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備、備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第88条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。

(準用)

第89条 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで、第64条から第66条まで、第78条及び第83条（第1項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

第5章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針

第90条 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第91条 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者は、次に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。

(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項第1号の訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

（準用）

第92条 第8条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条ただし書中「ただし」とあるのは、「ただし、第91条第1項第1号の訪問支援員及び同項第2号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

（設備、備品等）

第93条 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備、備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

（身分を証する書類の携行）

第94条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（通所利用者負担額の受領）

第95条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供したときは、

通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第5号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供に要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項の規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第3項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第96条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

（準用）

第97条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第76条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「

第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ」とあるのは「いう」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第95条第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第95条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

第6章 保育所等訪問支援

第1節 基本方針

第98条 保育所等訪問支援に係る指定通所支援（以下「指定保育所等訪問支援」という。）の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第99条 指定保育所等訪問支援の事業を行う者（以下「指定保育所等訪問支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）に置くべき従業者は、次に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。

（1）訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

（2）児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

（準用）

第100条 第8条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条ただし書中「ただし」とあるのは、「ただし、第99条第1項第1号の訪問支援員及び同項第2号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

（準用）

第101条 第93条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

（準用）

第102条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第76条及び第94条から第96条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ」とあるのは「いう」と、第23条第2項ただし書中「次条第

1 項」とあるのは「第 102 条において準用する第 95 条第 1 項」と、第 26 条第 2 項中「第 24 条第 2 項」とあるのは「第 102 条において準用する第 95 条第 2 項」と、第 27 条第 1 項及び第 28 条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第 44 条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第 55 条第 2 項第 2 号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

第 7 章 多機能型事業所に関する特例

(従業者の員数に関する特例)

第 103 条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第 6 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 7 条、第 68 条、第 79 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 91 条第 1 項並びに第 99 条第 1 項の規定の適用については、第 6 条第 1 項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第 1 号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第 2 項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第 4 項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第 7 条第 1 項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第 2 号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第 2 項及び第 3 項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第 1 号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第 4 項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第 5 項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第 6 項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第 68 条第 1 項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第 2 項及び第 3 項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第 79 条第 1 項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第 1 号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第 2 項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第 4 項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第 91 条第 1 項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第 99 条第 1 項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 利用定員の合計が 20 人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第 6 条第 5 項及び第 79 条第 5 項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、1 人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(設備に関する特例)

第 104条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

(利用定員に関する特例)

第 105条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第12条、第71条及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第12条、第71条及び第82条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第12条、第71条及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第12条、第71条及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

5 山間のへき地その他の地域であって基準省令第82条第5項の厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして市長が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、第2項中「20人」とあるのは、「10人」とする。

第8章 雑則

(委任)

第 106条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

2 盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第7号中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」を「盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和2年条例第 号。以下「指定通

所支援基準条例」に、「第4条」を「第5条」に、「指定通所支援基準第55条」を「指定通所支援基準条例第67条」に、「指定通所支援基準第65条」を「指定通所支援基準条例第78条」に、「指定通所支援基準第71条の7」を「指定通所支援基準条例第90条」に、「指定通所支援基準第72条」を「指定通所支援基準条例第98条」に、「（指定通所支援基準）を「（指定通所支援基準条例）」に改める。

第95条の2各号列記以外の部分中「指定通所支援基準第5条第1項」を「指定通所支援基準条例第6条第1項」に、「指定通所支援基準第66条第1項」を「指定通所支援基準条例第79条第1項」に改め、同条第1号中「指定通所支援基準第5条第1項」を「指定通所支援基準条例第6条第1項」に、「指定通所支援基準第66条第1項」を「指定通所支援基準条例第79条第1項」に、「指定通所支援基準第4条」を「指定通所支援基準条例第5条」に、「指定通所支援基準第65条」を「指定通所支援基準条例第78条」に改める。

第95条の4第1号中「指定通所支援基準第54条の2」を「指定通所支援基準条例第56条」に、「指定通所支援基準第71条の2」を「指定通所支援基準条例第85条」に改める。

第97条第1号中「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第131号）附則第2条第4項の規定により読替え後の児童福祉法（同条第2項に規定する読替え後の児童福祉法をいう。）第21条の5の4第1項第2号の規定に基づき条例で定める基準とみなされる社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例（平成30年岩手県条例第62号。以下「県条例」という。）第3条」を「指定通所支援基準条例第66条」に、「同条」を「指定通所支援基準条例第89条において準用する指定通所支援基準条例第66条」に改め、同条第2号及び第4号中「県条例第3条」を「指定通所支援基準条例第66条」に、「同条」を「指定通所支援基準条例第89条において準用する指定通所支援基準条例第66条」に改める。

第111条第1号及び第2号、第150条の2第1号、第2号及び第4号並びに第160条の2第1号、第2号及び第4号中「県条例第3条」を「指定通所支援基準条例第66条」に、「同条」を「指定通所支援基準条例第89条において準用する指定通所支援基準条例第66条」に改める。

第202条第1項中「指定通所支援基準第56条」を「指定通所支援基準条例第68条」に改める。

（盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正）

3 盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第88条第1項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」を「盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和2年条例第 号。以下「指定通所支援基準条例」に、「第4条」を「第5条」に、「指定通所支援基準第55条」を「指定通所支援基準条例第67条」に、「指定通所支援基準第65条」を「指定通所支援基準条例第78条」に改める。

第89条第1項中「指定通所支援基準の」を「指定通所支援基準条例の」に、「指定通所支援基

準第5条第1項第2号」を「指定通所支援基準条例第6条第1項第2号」に改める。

(盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

- 4 盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第114条各号列記以外の部分中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）を「盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和2年条例第 号）」に、「指定通所支援基準」という。）第5条第1項」を「指定通所支援基準条例」という。）第6条第1項」に、「指定通所支援基準第4条」を「指定通所支援基準条例第5条」に、「指定通所支援基準第66条第1項」を「指定通所支援基準条例第79条第1項」に、「指定通所支援基準第65条」を「指定通所支援基準条例第78条」に改め、同条第1号中「指定通所支援基準第5条第1項」を「指定通所支援基準条例第6条第1項」に、「指定通所支援基準第66条第1項」を「指定通所支援基準条例第79条第1項」に改める。

(盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

- 5 盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号）の一部を次のように改める。

第60条の20の2各号列記以外の部分中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）を「盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和2年条例第 号）」に、「指定通所支援基準」という。）第5条第1項」を「指定通所支援基準条例」という。）第6条第1項」に、「指定通所支援基準第4条」を「指定通所支援基準条例第5条」に、「指定通所支援基準第66条第1項」を「指定通所支援基準条例第79条第1項」に、「指定通所支援基準第65条」を「指定通所支援基準条例第78条」に改め、同条第1号中「指定通所支援基準第5条第1項」を「指定通所支援基準条例第6条第1項」に、「指定通所支援基準第66条第1項」を「指定通所支援基準条例第79条第1項」に改める。

提案理由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の要件並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めようとするものである。

議案第 31 号

盛岡市改良住宅条例及び盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について
盛岡市改良住宅条例及び盛岡市市営住宅条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年2月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市改良住宅条例及び盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例
(盛岡市改良住宅条例の一部改正)

第1条 盛岡市改良住宅条例(昭和37年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同条第3号中「者」を「者(滞納していることについてやむを得ない事情があると市長が認める者を含む。)」に改め、同条第6号中「親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第10条第3項及び第13条の3第1項において同じ。)」を「者」に改める。

第10条第3項中「親族」の次に「(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)」を加える。

第13条第1項ただし書及び第1号を削り、同項中第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第13条の3第1項中「親族」を「者」に改める。

第14条に次の1項を加える。

4 市長は、改良住宅の入居者(介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第8条各号に掲げる者に該当する者に限る。)が第1項に規定する収入の申告をすること及び第29条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めたときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の改良住宅の毎月の家賃を、毎年度、公営住宅法施行令第2条に規定する方法により、第29条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入及び当該改良住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第14条の2第3項中「申告」の次に「又は第29条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により把握した入居者の収入」を加える。

第28条第1項中「第14条第1項」の次に「及び第4項」を、「第8条第2項」の次に「(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)に規定する方法」を加え、「」に規定する方法」を「に規定する方法)」に改める。

第29条第1項中「第28条第1項」を「第4項若しくは前条第1項」に改める。

(盛岡市市営住宅条例の一部改正)

第2条 盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項第3号中「者」を「者（滞納していることについてやむを得ない事情があると市長が認める者を含む。）」に改め、同項第6号中「親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条、第9条第3項並びに第14条第1項及び第2項において同じ。）」を「者」に改め、同条第3項第1号中「親族」の次に「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第9条第3項及び第14条第2項において同じ。）」を加える。

第13条第1項ただし書及び第1号を削り、同項中第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第14条第1項中「親族」を「者」に改め、同条第2項中「親族以外の者」を「者以外の者」に改める。

第16条に次の1項を加える。

4 市長は、市営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第8条各号に掲げる者に該当する者に限る。）が第1項に規定する収入の申告をすること及び第37条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めたときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条に規定する方法により、第37条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第17条第3項中「申告」の次に「又は第37条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により把握した入居者の収入」を加える。

第32条第1項中「第16条第1項」の次に「及び第4項」を、「第8条第2項」の次に「（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第34条第1項中「及び」の次に「第4項並びに」を加える。

第37条第1項、第40条及び第41条中「第16条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

収入を申告することが困難な事情を有する入居者の家賃の算定方法を定め、連帯保証人が備えるべき要件のうち住所に係る要件を廃止するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 32 号

盛岡市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例について
盛岡市コミュニティ住宅条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年2月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例

盛岡市コミュニティ住宅条例（平成9年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第7号中「親族」を「者」に改め、同号を同条第6号とする。

第13条第1項ただし書及び第1号を削り、同項中第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第14条の2第1項中「親族」を「者」に改める。

第42条の2中「第8条第7号」を「第8条第6号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

コミュニティ住宅の入居者が備えるべき要件のうち同居親族に係る要件及び連帯保証人が備えるべき要件のうち住所に係る要件を廃止しようとするものである。

議案第 33 号

盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する
条例について

盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を次のとおり改正する
ものとする。

令和2年2月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する
条例

盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年条例第33号）の一
部を次のように改正する。

附則第4項中「5年間」を「10年間」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文
部科学省・厚生労働省令第1号）の改正に伴い、幼保連携型認定こども園の職員の配置に係る特例
を適用する期間を5年延長しようとするものである。

議案第 34 号

盛岡市旅館業法施行条例及び盛岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例について

盛岡市旅館業法施行条例及び盛岡市公衆浴場法施行条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市旅館業法施行条例及び盛岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

(盛岡市旅館業法施行条例の一部改正)

第 1 条 盛岡市旅館業法施行条例（平成19年条例第78号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 5 号ア(り) 中「入れ替え」を「入替え」に改め、同号ア(け) に次のただし書を加える。

ただし、これにより難しい場合は、消毒等の方法により貯湯槽の温水を規則で定める基準に適合させるようにすること。

(盛岡市公衆浴場法施行条例の一部改正)

第 2 条 盛岡市公衆浴場法施行条例（平成24年条例第73号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第17号中「入れ替え」を「入替え」に改め、同項第23号に次のただし書を加える。

ただし、これにより難しい場合は、消毒等の方法により貯湯槽の温水を規則で定める基準に適合させるようにすること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

旅館業の施設及び公衆浴場における浴槽に直接に注入する温水について、営業者が講ずべき衛生措置の基準を改めようとするものである。

議案第 35 号

盛岡市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について

盛岡市食品衛生法施行条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 21 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

盛岡市食品衛生法施行条例（平成19年条例第81号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を削り，第 4 条を第 3 条とし，第 5 条から第 7 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

別表を削る。

附 則

この条例は，令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

提案理由

食品衛生法（昭和22年法律第 233号）の改正に伴い，公衆衛生上講ずべき措置の基準を廃止しようとするものである。

議案第 36 号

盛岡市動物愛護管理担当職員設置条例について

盛岡市動物愛護管理担当職員設置条例を次のとおり定めるものとする。

令和 2 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市動物愛護管理担当職員設置条例

(設置)

第 1 条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第 105号）第37条の 3 第 1 項の規定により、動物愛護管理担当職員を置く。

(委任)

第 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

提案理由

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第 105号）の改正に伴い、動物愛護管理担当職員を置こうとするものである。

議案第 37 号

盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例について
盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 21 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成19年条例第86号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 7 号中「第 2 項」を「第 3 項」に改める。

第10条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項又は前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 浄化槽保守点検業者は、第 3 条第 2 項の有効期間内に 1 回以上、前項の浄化槽管理士に規則で定める研修を受けさせなければならない。

第14条第 1 項第 4 号及び第19条第 1 号中「第10条第 3 項」を「第10条第 4 項」に改める。

附 則

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第10条第 2 項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後に同条例第 3 条第 2 項の有効期間が満了する浄化槽保守点検業者について適用し、同日前に当該有効期間が満了する浄化槽保守点検業者については、なお従前の例による。

提案理由

浄化槽法（昭和58年法律第43号）の改正に伴い、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を定めようとするものである。

議案第 38 号

盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
盛岡市水道事業給水条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例
盛岡市水道事業給水条例（昭和35年条例第14号）の一部を次のように改正する。
第33条の3第1項中「5パーセント」を「3パーセント」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市水道事業給水条例第33条の3第1項の規定は、この条例の施行の日以後に納期限の到来する料金に係る遅延損害金について適用し、同日前に納期限の到来した料金に係る遅延損害金については、なお従前の例による。

提案理由

遅延損害金の額の計算に係る割合を改めようとするものである。

議案第 39 号

盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
盛岡市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第44号）の一部を次のように改正する。
第3条第3項中「神経内科」を「脳神経内科」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

市立病院の診療科目の名称を変更しようとするものである。

議案第 40 号

砂子沢・根田茂辺地総合整備計画の変更について

砂子沢・根田茂辺地総合整備計画の一部を次のとおり変更するものとする。

令和 2 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

2 を次のように改める。

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は市の南東部に位置し、山あいには散在する農林業を基幹とする集落で構成されており、次の事情により、公共的施設の整備を必要とする。

(1) 火災発生時に迅速な消火活動が可能となるよう、老朽化が著しい消防車両を更新する必要がある。

(2) コミュニティ活動の活性化等を図るため、老朽化の著しい公民館その他集会施設を整備する必要がある。

3 を次のように改める。

3 公共的施設の整備計画

平成30年度から令和 4 年度まで 5 年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特 定 財 源	一 般 財 源	
消防施設	盛岡市	13,488		13,488	13,000
公民館その他 集会施設	盛岡市	45,900		45,900	45,900
合 計		59,388		59,388	58,900

提案理由

砂子沢・根田茂辺地総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 41 号

盛岡市動物公園の管理を行う指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和 2 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市動物公園
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市新庄字下八木田60番地18
 - (2) 名 称 株式会社もりおかパークマネジメント
- 3 指定期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

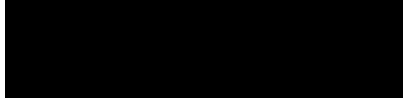
議案第 42 号

損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて
次のとおり損害賠償事件に係る和解をし、及びこれに伴う損害賠償の額を定める。

令和2年2月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 和解及び損害賠償の相手方 住所
氏名



2 和解内容

損害賠償の額を3のとおり定め、当事者は、この他に債権債務がないことを確認した。

- 3 損害賠償の額 金 1,617,000円也

4 損害賠償の原因

平成30年12月12日に、盛岡市好摩字上山18番地30地先において除雪作業を実施中にブレードが地先コンクリート及び土間コンクリートに接触し、地先コンクリート8箇所及び土間コンクリート4箇所を欠損したことによる。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 43 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

令和 2 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 契約の目的 | 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 | 契約の始期 | 令和 2 年 4 月 1 日 |
| 3 | 契約の金額 | 金 9,430,000 円を上限とする額 |
| 4 | 費用の支払方法 | 監査の結果に関する報告の提出後に一括払い。ただし、市長が必要と認めるときは、概算払いをすることができる。 |
| 5 | 契約の相手方 | 住所 
氏名 
資格 公認会計士 |

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 36 第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 44 号

盛岡南公園野球場（仮称）整備事業に係る事業契約の締結について

盛岡南公園野球場（仮称）整備事業について、次により事業契約を締結するものとする。

令和2年2月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 事業の名称 盛岡南公園野球場（仮称）整備事業
- 2 契約の金額 金10,884,092,378円也
- 3 契約の相手方 盛岡南ボールパーク株式会社 代表取締役 [REDACTED]
- 4 事業の場所 盛岡市 [REDACTED]
- 5 事業の期間 契約締結の翌日から令和20年3月31日まで
- 6 事業の概要

(1) 施設整備業務

盛岡南公園野球場（仮称），屋内練習場及び外構（駐車場機能及び公園機能を含む。以下同じ。）の設計業務，建設業務及び工事監理業務

(2) 運営等業務

盛岡南公園野球場（仮称），屋内練習場及び外構の運営業務及び維持管理業務

(3) 事業者の管理運営業務

プロジェクトマネジメント業務及び経営管理業務

(4) 資金調達

前各号の実施に係る資金調達

提案理由

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第 117号）第12条の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。